

	新潟市教育委員会 平成26年4月 定例会会議録			
日 時	平成26年4月14日(月) 午後4時30分			
場 所	市役所白山浦庁舎7号棟 405会議室			
出席委員 (9名)	齋藤 委員長		出席委員	藤田 委員
	沢野 委員			眞谷 委員
	佐藤 委員			阿部 教育長
	吉村 委員		欠席委員	
	織田 委員			
	伊藤 委員			
会議に出席 した職員 (20名)	職・氏名		職・氏名	
	教育次長	渡邊 尚人	生涯学習センター 所長	三保 恵美子
	教育次長	齋藤 博子	生涯学習センター 次長	井関 一博
	教育政策監	伊藤 充	中央図書館館長	山川 正士
	教育総務課長	上所 隆	中央図書館 企画管理課長	松原 伸直
	学務課長	木村 綾恵	中央図書館 サービス課長	山下 洋子
	施設課長	本間 寿晴	歴史文化課長	渡辺 幸子
	保健給食課長	田中 薫		
	生涯学習課長	大竹 和浩		
	教職員課長	有本 秀雄	教育総務課 課長補佐	荒木 宣孝
	総合教育センター所長	高地 啓衛	教育総務課係長	灰野 梢
学校支援課長	高橋 恒彦	教育総務課主査	石田 貴宏	
その他の 出席者 (名)				

開会	時刻	午後4時30分
	宣言者	委員長
付議事件 (6件)	議案番号	件名
	議案第1号	第31期新潟市社会教育委員の委嘱について
	議案第2号	平成27年度使用新潟市立小学校用教科用図書採択に関する基本方針について
		平成27年度使用新潟市立中学校用教科用図書採択に関する基本方針について
		平成27年度使用新潟市立特別支援学校用教科用図書採択に関する基本方針について
	議案第3号	平成27年度使用新潟市立高志中等教育学校前期課程用教科用図書採択に関する基本方針について
	議案第4号	平成27年度使用新潟市立高等学校用教科用図書採択に関する基本方針について
議案第5号	平成27年度使用新潟市立高志中等教育学校後期課程用教科用図書採択に関する基本方針について	
議案第6号	第22期新潟市文化財保護審議会委員の委嘱について	
報告 (2件)	記号	件名
		第30期社会教育委員会議報告書について
		新潟市立学校施設の耐震改修状況について(速報値)
協議題 (1件)	記号	件名
		教育委員の担当区割りについて

第1 開会宣言

○委員長 午後4時30分開会を宣言する。

第2 会議録署名委員の指名

○委員長 新潟市教育委員会会議規則第11条により、会議録署名委員に吉村委員及び織田委員を指名します。

第3 付議事件

○委員長 これより付議事件に入ります。議案第1号「第31期新潟市社会教育委員の委嘱について」生涯学習課長に説明をお願いいたします。

○生涯学習課長 社会教育委員は社会教育法第15条に基づいて設置し、定員や任期などは地方公共団体の条例で定めることになっています。当市条例では定数11名、任期2年としています。現在の委員は平成26年5月1日までの任期となっていますので、次期31期は平成26年5月2日から平成28年5月1日までの2年間で任期となります。

委員の名簿もご覧ください。現在の第30期委員を下段に、第31期委員にお願いしたい方を上段に記載しています。委員は条例で定める基準により、学校教育及び社会教育に関係した学識経験者、公募により選任しました。今回は在任期間の長い方や、あて職の方の交替などにより新任委員が8名、継続委員が3名となっています。また、女性委員は6名で54.5パーセントの比率となります。

○委員長 この件に関して意見、質問はありませんか。

○佐藤委員 以前、この件に関して審議をしましたが、特に異論はありません。

○委員長 継続の委員は、小学校と中学校の校長先生の二名と雲尾さんという方です。他の委員の方は2年で、新しい委員にこれほど入れ替わるのですか。

○生涯学習課長 前回の委嘱時にいただいた意見を踏まえ、今回の委嘱で、大幅にメンバーを入れ替えました。市の委嘱期間の方針は、6年ですが、4年ごとでの委員の交替を考えております。

○委員長 私が確かめたいのは、2年でこんなに入れ替わって不都合はないのかということです。

○生涯学習課長 その時々タイミングもあると思うのですが、今回は偶然多く入れ替わったこともありました。前回の委嘱では、委嘱期間の長い方が多く、その方たちを、今回交替の手続きをしたところこのようになりました。

○沢野委員 任期は2年ですか。何期もしてもいいということなのか。最長何年ですか。

○生涯学習課長 任期は2年になります。市の方針では、6年までという方針

があります。6年目の委員につきましては、今回をめぐりに交替を考えています。ただし、後任が決まらない場合は、若干前後することもあります。

○委員長

ちなみに、雲尾さんは何年目に入りますか。

○生涯学習課長

雲尾さんは今度5年目です。1回辞めていただいていますので、今度は3期目になります。

○委員長

そのほかに入れ替わった方、旧委員の方は5、6年以上されているのですか。

○生涯学習課長

学識経験者の中村委員が6年ですが、それ以外は4年、2年となっています。あて職の部分で、団体からの推薦の関係もあり、そうなっております。

○伊藤委員

学識経験者が3人から2人になっています。有識者が減ったように感じます。その辺の狙いは、何でしょうか。私も社会教育委員をしていたことがあるのですが、有識者の方たちに導いていただき、見識が深まったことがありました。地域関係の方が多くなっている気がしますが、その辺の狙いがよく分かりません。

○斎藤教育次長

前回の改選時に、市の方針は最長6年をめぐりにしていますが、4年をめぐりにしてはとの意見がありました。それを基に、今回、4年前後の委員を中心に改選することとしました。その他に、団体推薦の委員、例えば小中学校PTA連合会では役員交替によることもありました。学識経験者では、今回、小川准教授が入りましたが、3人から2人になります。ただし、小中学校の校長先生は、社会教育に見識があり、実践してきた方々です。そういった面では、実践も含めて学識経験者の委員構成が30期より劣ることはないと考えております。今後の委嘱については、先ほど課長が申したように、一律に考えるのではなく、その時々状況に応じて柔軟に考えたいと思います。

○委員長

そのほかにご意見、ご質問はありませんか。

それでは、議案第1号について承認してよろしいでしょうか。それでは承認いたします。

続いて、議案第2号「平成27年度使用新潟市立小学校用教科用図書採択に関する基本方針について・平成27年度使用新潟市立中学校用教科用図書採択に関する基本方針について・平成27年度使用新潟市立特別支援学校用教科用図書採択に関する基本方針について」から議案第5号「平成27年度使用新潟市立高志中等教育学校後期課程用教科用図書採択に関する基本方針について」までは関連がありますので、一括して審議します。学校支援課長に説明をお願いします。

○学校支援課長

はじめに、議案第2号について説明します。義務教育小学校

の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第 14 条により、特別支援学校及び特別支援学級で使用する一般図書を除き、4 年間、同一の教科書を使用することとなっています。小学校用教科用図書については、平成 22 年に採択を行いましたので、今年度が 4 年目となり、採択外の年となります。以上を踏まえまして、平成 27 年度使用新潟市立学校用教科用図書採択に関する基本方針について説明します。

小学校用教科用図書採択に関する基本方針についてです。1 点目、平成 27 年度から使用する小学校用教科用図書の採択を行います。2 点目、採択に関しては教科書の関係法令及び通知に基づいて厳正に行います。3 点目、学校運営や学習指導の任にあたる教職員の研究成果と、その意見を参考に採択します。4 点目、教科用図書の採択は選定委員会の答申に基づき、教育委員会が決定します。以上 4 点です。

続いて、中学校用教科用図書採択に関する基本方針についてです。平成 27 年度使用の教科用図書は平成 26 年度と同一の教科用図書を採択します。中学校用教科用図書については以上となります。

次に、特別支援学校用教科用図書採択に関する基本方針についてとなります。1 点目、平成 27 年度に使用する一般図書の採択を行います。2 点目、採択に関しては教科書無償措置法関係法令及び通知に基づいて厳正に行います。3 点目、学校運営や学習指導の任にあたる教職員の研究成果とその意見を参考に採択します。4 点目、教科用図書の採択は選定委員会の答申に基づき教育委員会が決定します。以上 4 点です。

高志中等教育学校前期課程用教科用図書採択に関する基本方針についてとなります。高志中等教育学校前期課程については、中学校用教科書と同様に採択を行っています。平成 27 年度使用の教科用図書は平成 26 年度と同一の教科用図書を採択します。高志中等教育学校前期課程用教科用図書については以上です。

高等学校用教科用図書採択に関する基本方針についてです。1 点目、教科用図書の採択は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 号第 6 号の規定によって教育委員会が行うこととなりますが、採択にあたっては、各学校がそれぞれの教育課程に即して、教職員の意見や希望が反映されるようにします。2 点目、各学校長に、その学校に適する教科用図書を次の四つの項によって選定させ、その結果を尊重して採択します。

1. 自校の教育課程実施に最も適切であると判断される教科用図書であること。
2. 文部科学省の教科書編集趣意書等を活

用するなど、教科用図書の比較検討を組織的、計画的に行うこと。3. 選定のための委員会等を設ける場合は、人選や機構について慎重に考慮し、責任体制を明確にすること。4. 不当な宣伝や勧誘に左右されることなく、公正を確保すること。高等学校用教科用図書採択については以上となります。

高志中等教育学校後期課程用教科用図書採択に関する基本方針については、高等学校用教科用図書採択に関する基本方針と同様となります。

以上が平成 27 年度使用新潟市立学校用教科用図書採択に関する基本方針となります。審議をお願いします。

○委員長

ただいまの説明について、質問、意見ををお願いします。

○佐藤委員

昨年までの教科書と今回採択される教科書で内容が大きく変わるところはありますか。

○学校支援課長

今回は、学習指導要領の全面改定を行いませんので、今のところ大きな変更はないものと思われま

○委員長

そのほかにありませんか。それでは、議案第 2 号から第 5 号について承認してよろしいでしょうか。それでは承認されました。

続いて、議案第 6 号「第 22 期新潟市文化財保護審議会委員の委嘱について」歴史文化課長より説明をお願いいたします。

○歴史文化課長

文化財保護審議会委員は、新潟市文化財保護条例第 12 条から第 14 条までの規定に基づいて委嘱しています。定数は 11 名、任期は 2 年です。現在の第 21 期の委員は、平成 26 年 5 月 31 日までの任期ですので、第 22 期の委員については、平成 26 年 6 月 1 日から平成 28 年 5 月 31 日までの 2 年間の任期です。これから説明します第 22 期の委員の任期ですが、同一委員による長期の委嘱や任期が 10 年の委員が 4 人いる状況ですが、第 23 期より計画的に交替が図られるように委員の候補者を選考していきます。

資料について説明します。第 22 期委員にお願いしたい委員、現在の第 21 期委員を記載しています。はじめに、現委員のうち、片岡香子委員は、本人からの申し出により退任となりました。川村知行委員は、委員就任から 18 年と長期に及びましたので、今期をもって勇退となりました。本間恂一委員は、体調不良のため昨年 8 月に辞任されております。

次に、第 22 期委員です。片岡委員の後任には、新潟大学理学部准教授の栗田裕司氏にお願いしたいと思います。地質鉱物の分野で、特に石油関係を専門にしています。また、川村委員の後任は、龍谷大学龍谷ミュージアム准教授の松岡久美子氏にお願いしたいと思います。京都大学で日本美術史を学ばれ、特

に仏像を専門にしています。本間委員の後任には、新潟県立大学講師の芳井幸子氏にお願いしたいと思います。一橋大学で日本近代史を学ばれ、新潟県史や南魚沼市郷土史編纂などに関わってきました。近代の地域資料に大変詳しい方です。また、そのほか8名の委員には引き続き委員をお願いしたいと思います。説明は以上です。

○委員長

今の説明に質問、ご意見はありますか。

○眞谷委員

松岡氏が新たに就任されるということで、仏像が専門と伺いました。わざわざ京都から来ていただく理由が何かあるのであれば、説明をいただきたいと思います。

○歴史文化課長

仏像の専門の方がもともと少ないのですが、この方は見附市にゆかりのある方で、親鸞の研究で新潟県内にも調査に入られたことがあるということもあり、お願いしました。

○委員長

そのほかにかがですか。先ほどの説明のとおり、次回以降、そうした方針に基づいて人選を進めていただくよう改めてお願いします。それでは、議案第6号について承認してよろしいでしょうか。それでは承認いたします。

第4 報 告

○委員長

これより報告案件に入ります。

「第30期社会教育委員会議報告書について」生涯学習課長に説明をお願いいたします。

○生涯学習課長

第30期社会教育委員会議でまとめました報告書が提出されましたので、概要について説明します。また、社会教育委員の皆様には、ご多用の中、「新潟市の生涯学習推進に向けて」として報告書をまとめていただき、感謝申し上げます。報告書の概要をご覧ください。また、報告書本冊は別途に配付しました。

第30期社会教育委員会議では、本市の生涯学習施策の実施状況の検討や生涯学習市民意識調査等の実施などにより、市民の生涯学習活動や社会活動の現状と課題の把握を行い、今後、市民の生涯学習活動がより一層進むために必要な視点をまとめました。報告書は3部構成となっており、第1章では新潟市生涯学習推進基本計画策定された後の現状として、国の第2期教育振興基本計画や県の第2期生涯学習推進プランの策定などの動向、市の生涯学習施策の実施状況、生涯学習市民意識調査の概要のまとめ、第2章では市民意識調査の結果から、市民の生涯学習活動を推進し、学びの成果を社会に生かす取組みを一層推進していくための課題として、情報の提供や施設の活用のある方を見直し、人材の発掘や育成、多様な主体との協働などを多く挙げております。

第3章では、今後の生涯学習推進に必要な視点として、四つ

の項目についてまとめています。一つ目の情報提供の推進は、市民意識調査で市への要望が高かったものですが、市民の生涯学習活動を広げていくための環境整備としては基本的なものであり、きめ細かく市民に情報が届くように整備していきます。また、調査では、生涯学習活動や社会活動ができる施設の充実の要望があがっていましたが、二つ目の公共施設の活用・公共空間の形成にあたるように、既存の社会教育施設など新たな交流を生み出す場、学習成果を生かす場、まちづくり活動を支援する場として有効に活用することや、公園や民間の施設のスペースを交流や賑わいをつくり出す新たな公共空間として活用するなど、社会的な活動に活用できる場を広げていく支援が必要です。次に三つ目の地域人材の発掘・育成ですが、現在、生涯学習活動や社会活動への参加が少ない若者について活躍する場をつくるなどしながら、人材育成を進めることが必要です。四つ目のさまざまな主体との協働については、学びを通して地域課題解決に向けた取組みを支援することが求められているため、例えば福祉や防災など幅広い分野の多様な団体との協働を一層進めていく必要があります。

このような報告でまとめられた生涯学習に必要な視点について、今後十分な検討をしたうえで施策に生かしていきたいと考えております。

以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長

今の報告にご意見、ご質問のある方はお願いいたします。

第30期の報告書ということで説明を受けましたが、第30期では会議は何回くらいありましたか。

○生涯学習課長

2年間で、会議は全体で10回開催しております。そのほかの活動は、それぞれ意識調査をした関係で小委員会をつくって意見を集約したり、企業等へヒアリングしたこともありました。

○委員長

そうした活動をまとめたものがこの報告書ということですね。活動内容ということですね。

○斎藤教育次長

これは概要ですので、お手元に報告書がっておりますでしょうか。

○織田委員

この報告書の中には興味深い文言がたくさんありました。行政が一生懸命推進しようとしている施策が、調査してみると、ほとんど市民に浸透していないことが明らかになったとか、市民に情報が行き届くにはどうしたらよいかという意見が多数あったようです。さらに市民に届くにはどうしたら良いとか、どういう支援をしなければいけないのだろうかとか、そのヒントをアンケートの中から読み取って、今後それを踏まえ

て提言していこうというところまですすめていますね。

例としては、『公共の場』の概念を広げていくこと、今ある公共施設にこだわらず一般的な場も活用して、その場で社会教育、生涯学習を進めていこうという視点を新たに提案してあります。また一方では、若い世代の方々をどうやって生涯学習につなげていくかや多忙化の中で若い世代は個人の活動に偏りがちではあるが、そこをどうやって社会活動の場に引き入れて社会とつなげていくかなどということを考えなくてははいけない。といったような、興味深い提言が書いてある報告書です。早めに頂いていれば、ゆっくり読めたのにと残念に思いました。今日、持って帰って一生懸命読みます。

○委員長

私たちはこの資料に目を通す時間はありませんでした。今の課長の説明では、こちらの概要の説明をされたけれども、これはこの報告書の説明ですか。

○生涯学習課長

事前に配付されていると理解しており、そうした理解で説明しました。申し訳ありません。

○委員長

当日に配布することも言われていないのですか。失礼な言い方ですが、先程の説明はこれを読めば分かります。具体的にこの報告書の内容について説明すべきではないですか。意見も質問も出る余地がありません。

○教育総務課長

こうした報告書は本冊が厚く、これまでもこのような概要版で報告をしたこともあり、今回もこのような形で説明をしました。ただ、委員の皆様は、本冊が届いたのが会議直前で、目を通していただく時間がなかったことは、今後、見直したいと考えています。ある程度の期間に余裕もって目を通していただけるようにしていきたいと思えます。

○斎藤教育次長

今回、本冊が当日配付となりましたが、その説明もなかったことは大変申し訳なかったと思えます。

報告書自体は、先週末に報告書が実際に社会教育委員の代表から教育長に提出されました。従いまして、報告内容についても概要版を事前送付させていただきました。そのため、本冊は当日配布になりました。報告の仕方については、今、教育総務課長から話がありましたけれども、こういった形が一番適切か、検討したいと思います。説明の仕方もこれから十分検討しますので、よろしくお願ひします。

○委員長

次回に回すことも考えて、余裕を持って報告してもよいではないですか。そういうことであれば致し方ありません。そうしたことをもう少し考えたほうが、今後よいのではないのでしょうか。何のための報告として挙がってきているのか。ほかの委員の方はどうですか。

○伊藤委員	私も社会教育委員で意識調査に参加したことがありました。社会教育委員というのは市民の代表であると学んだので、市民からの熱い声を丁寧に見させていただけようと感じています。今、これを見てではなく、次回というお話もあり大変ありがたいことです。ゆっくり吟味させていただけるとありがたいです。
○織田委員	もう一つだけ、先ほど委員長もおっしゃったのですが、ご説明いただく時には、どこにあるどの資料を参照くださいとお示しの上、ご説明いただくと探しやすいかと思います。本編を配付しましたが、その概要版がこちらですということをおっしゃっていただければ、皆さん分かりやすかったと思います。よろしく願いいたします。
○斎藤教育次長	委員会でよろしければ、次回、例えば協議会という形で、その中身について十分議論していただければと思います。
○佐藤委員	各課が教育総務課とうまく連携して、何を教育委員会定例会で議論すべきかきちんと検討する必要があります。ただ会議を開けばいいということではありません。それでは、単なる追認機関です。それは我々も意識しなければいけないし、事務局もしっかりと意識しないといけない。それでは教育委員会の改革はできません。是非とも今後、改めていただければと思います。
○眞谷委員	この報告案件からは少し外れてしまうかもしれませんが、概要の報告書に情報提供の推進という項目があります。私は、新潟市の教育で一番不足しているのは情報提供と思うのです。今日は新潟市が教育委員を増員して、各区を担当する教育委員制度を設けようという全国でも初の試みでの定例会議です。マスコミにも来ていただいています。もっとPRしていいことです。その第1回目の現場がまさにここということがどこからも全く出ていない。地域教育コーディネーターという言葉が、報告書にも、概要版にも、どこにも出てきていないのです。昨年度に新潟市の小中学校全校に地域教育コーディネーターが配置されました。これも全国で初なのです。そういうことが全くPRされていないのはもったいないことです。 明日の新聞などで報道されるだけで、市民には、大きな情報提供になるでしょうし、関心を持っていただけたと思います。敢えてインターネットうんぬんと手間暇かけなくても、マスコミの方に関心を持ってもらえれば、新聞に掲載されるのです。お金もかかりませんし、手間もかかりません。そういうことをもう少し考えていただくと、有効ではないかと感じました。
○委員長	今、議論している案件の話をしていきまないと進行ができません。お含み置きいただければと思います。また、意見を伺う

場が必ずありますから、そのときに発言をいただければと思います。先ほど教育次長からもありましたが、どうでしょうか。

○佐藤委員

資料を読んだ上で、対応について教育総務課に申し上げれば良いと思います。

○委員長

それについては、私から申し上げます。今のような報告をされる時は、報告書原本に沿って話をさせていただいたほうが良いと思います。報告書にプラスされること、そういったものを説明していただいたほうが良いと思います。今後、報告あるいは説明をするときは、その旨よろしくお願ひしたいと思います。では、この件に関してはよろしいでしょうか。

続いて、「新潟市立学校施設の耐震改修状況について（速報値）」の説明をお願いします。

○施設課長

この報告は平成 20 年度より耐震診断の公表が義務づけられたことにより、平成 26 年 4 月 1 日現在の学校施設の耐震化状況の公表を行うものです。文部科学省及び新潟県の耐震改修状況の公表は 5 月下旬を予定しています。本市の正式な公表をこれにあわせてホームページなどで行う予定ですが、これに先立ち、現時点の耐震状況について報告します。なお、数値については文部科学省の審査が済んでいないこともあり、数字の修正の可能性もないわけではないことから、速報値として報告します。

まず、市立学校施設の現況です。平成 26 年 4 月現在、市立の学校施設は、小学校 113 校、以降、中学校、中等教育学校、特別支援学校、高等学校、幼稚園、給食センターすべて含めると、合計で 199 施設になります。これを建物の棟数で数えますと 971 棟となります。耐震化の状況の公表はこの棟数で公表いたしますので、棟数を掲載してあります。

次に、市立学校施設の耐震化の方針をご覧ください。耐震化は新潟市建築物耐震改修促進計画に従って進めております。体育館につきましては今年度末で耐震化を終了し、校舎につきましては平成 27 年度末に耐震化を終了する予定です。

耐震化の状況の学校施設全体（木造含む）という表です。これで詳しくご説明いたします。まず、表の構成ですけれども、左側の列をご覧くださいと、校舎、体育館と分けて合計を出しております。上の 1 行目をご覧くださいと、左端が全体の数、次のまとまりが耐震性のある建物、その次のまとまりが耐震化の必要がある建物、最後に耐震化率といった形になっております。

全棟数 971 棟のうち、耐震性のある建物は、昭和 57 年以降の新耐震基準で造られた建物と、すでに補強工事が済んだ建物

で、これを合計しますと 929 棟です。残りの 42 棟が耐震化の必要がある建物です。平成 26 年 4 月 1 日現在の耐震化率は、ここにありますとおり 95.7 パーセントとなっており、1 年前の 90.5 パーセントより 5.2 パーセントの増となっています。

用語としては、特に I s 値という指標のみ説明します。学校施設は I s 値が 0.7 以上となるよう補強や改築をいたしますけれども、I s 値という指標が 0.7 以上というのは震度 6 強から震度 7 程度の大規模な地震があっても、倒壊等の危険性が低い状態です。

次に、区ごとで棟別に耐震改修状況の結果をまとめたものです。棟名の列の青色が耐震性のある建物、黄色が耐震化の必要のある建物を示しております。また、各棟の今後の予定が一番右側の列に記載しています。以上で、耐震化状況についての報告を終わります。

○委員長

意見、質問のある方はお願いします。

○吉村委員

今現在、耐震化率は 95.7 パーセントということですが、課長の胸の中には、新潟市の学校の耐震補強については順調に進んできていると判断していますか。

○施設課長

新潟市は全力で取り組んでおりまして、まず避難場所の体育館を最初に改修し、現在、未改修の体育館についても、ほかの建物へ逃げ込むことができるようになっていきます。計画どおりに順調に進んでいると思っております。

○伊藤委員

今後の予定で、今後の補強予定の部分に数字が入っていないものがありますけれども、どのくらいのものなのでしょうか。平成 26 年に実施しますというほかに、今後、補強予定とあるのですけれども。

○施設課長

平成 26 年度と書いているのは予算がついておりますので、平成 26 年度と記載させていただきました。議会の審議がまだで、今後と書いてあるものは平成 27 年度を見込んでおります。

○織田委員

沼垂幼稚園の管理棟と保育棟ですが、I s 値が 0.59 で、今後補強予定と書いてありますね。まだ予算がついていないというご説明なので、保育棟についてはできるだけ速やかに入れていただきたいと思っております。保育棟だけでも、実際は園児が過ごさないというのであれば良いのですが、園児が日常使っているところなのに、補強が次年度にまわってしまうというのでは心配です。できればチェックを入れていただきたいのですが、もしくはそれなりの説明をいただければお願いします。

○施設課長

すべての施設につきましては、管理する園長、校長先生が避難経路もしくは避難のマニュアルを作っております。その中で、すでにこれをお渡ししておりますので、避難の場所として

はそれを利用するようになっていきます。建物として保育棟と管理保育棟と二つです。一つについてはすでに耐震性を確保していますので、そちらへ逃げていただくことを考えています。

○伊藤委員

南万代小学校は改築予定ということですが、対策を練った上で改築を待っているということなのですね。

○施設課長

南万代小学校については、特に校舎全体が傷んでいましたので、補強ではなく改築をさせていただきます。改築の場合には実は3年くらいの時間がかかりますので、どうしても後ろにずれてしまいます。

○伊藤委員

それまでの安全対策をきちんとやっていらっしゃるのでしょうか。

○施設課長

そういう場合でも、体育館はすでに耐震性を確保しておりますので、そちらが使えます。

○委員長

耐震化率が表示されていますが、比較する数字は難しいかもしれないけれども、例えば政令指定都市の中で、新潟市は進んでいるのか、現状において数字が極めて高いのか、そういうものを把握できる資料があったら教えてください。この数字を見る限り極端に遅いということはないと思うのですが。もしそういった資料があるのでしたらお願いします。全部の数字はなかなか難しいと思うのですが、例えば主要な政令指定都市でもいいですし、新潟と同じ規模の政令都市でもいいです。全くそういうものがないのでしょうか。

○施設課長

最新のデータはありません。政令市については、すでに100パーセントを改修しているところは頭打ちになっています。政令市で、耐震化の高い率に並べますと、新潟市は、中の下くらいの順位になっています。ただ、平成27年度までに終了という計画で取り組んでいますので、そこは順調と思います。

例えばこれを新潟県で見ますと、平成24年度の数値となりますが、全国平均よりも新潟県は少し進んでいるような状況です。新潟県内の市町村の中での順位は、中の上くらいになります。先ほど政令市の20市での新潟市の順位は、平成25年4月1日現在で14位になります。ただ、最初の8位まではすでに100パーセントになっております。

○伊藤委員

やはり安心安全な学校が大事です。この数値の順位が何位ということは分かりました。子どもを預ける保護者の方への情報提供としては、見通しとして何年に改修しますとか、そういう仕方で、信頼できると思います。皆さんの仕事の見せ方、プラスの表現で情報提供していただければと思います。

○施設課長

これについては、議会の協議会で報告するとともに、ホームページにこの資料をこのまま掲載しまして、体育館が今年度末

に終了すること、校舎が1年後には終了するということについて公表いたします。各学校の校舎の状況をすべて公表いたします。

○沢野委員

公表はもちろんされていると思うのですが、各学校にももちろん報告しますね。その情報が保護者にまで、きちんと届いているかも、安心して預けるということから、必要と思います。その辺も確認していますでしょうか。現状はどうでしょうか。

○施設課長

この資料は、公表すると同時に、すべての学校に通知し、必ず避難マニュアル等に反映するようにしております。ただ、PTAにPRしているかにつきましては、特に調査はしていません。

○沢野委員

それぞれの学校任せということでしょうか。

○施設課長

PTAに伝えるかどうかについては、学校に任せております。施設課でも、ホームページで公表しているので、特に通知はしていません。

○沢野委員

関係者、保護者の方にもお伝えくださいという一言は必要と思います。

○施設課長

今年度より、学校に対して通知すると同時に、保護者についてもお知らせするようといった通知にしたいと思います。

○吉村委員

保護者の立場からすれば、1校であれ10校であれ、一刻も早くやってもらいたいという声しか出ないのだろうと思うのです。しかしこれは、国の補助金も含めて、市としての計画の中でしか進められない部分もあるわけです。その中で、自分の学校だけ置いていかれるというような間違っただ意識を持たれては困りますから、学校を通じても何でもいいですが、お知らせする前には、現在の段階で精いっぱいやってこういことになっていると言わないと、かえって不安をあおることになりますので、ご承知と思いますけれども、十分気をつけられたほうがいいと思いますので、一言申し上げます。

○沢野委員

おっしゃるとおり、不安をあおるとか、心配のもとになってはいけないので、今の段階で、こんな状況といった現状を伝えてほしいと思います。

○佐藤委員

未着手の学校は現状を説明すると同時に、いつ実施するかを情報提供すること、これが一番大事だと思います。それまでは、地震が起きた時に、どう行動しなければいけないか、児童生徒、保護者の皆さんが当事者意識を持つことが重要です。そういうことも加味しながら、今の状況はこうと説明をしていただきたい。平成27年度までにすべての建物で耐震化完了ということですね。平成27年度までに全校の耐震化が完了ということよ

り、この小学校は平成 26 年度何月までに耐震化しますという情報の提供が重要と思います。その辺を加味していただければ、保護者の皆様は安心できると思います。それまでは注意していただく必要があると思いますので、あくまでも学校任せではなくて、保護者の皆さんにもきちんと当事者意識を持っていただくという意味でも重要と思います。

○眞谷委員

新潟市内の全ての学校を、この表に記載しているという前提ですか。私の地元の江南区の大淵小学校が記載されていないのです。丸山小学校はありますけれども。こういうことが各区から選ばれてきている大きな意義ですね。移転新築したばかりの学校ですから心配ないのは分かるのですが。

○佐藤委員

移転新築はいつですか。

○眞谷委員

最近です。新しい基準で造っていただいた建物とは思いますが、いずれにしても載っていないのは、情報としては不相当と思います。

○施設課長

大変失礼いたしました。これを印刷する際に、もとの表とずれておりました。曾野木小学校をご覧ください。曾野木小学校の診断種類等に新耐震という表記が 3 行あります。ここから曾野木小学校ではありません。これを印刷する際に誤ったものです。

○眞谷委員

曾野木小学校と両川小学校の間の 3 行ですね。

○施設課長

申し訳ございません。再度、訂正をお願いします。曾野木小学校の下段 3 行ではなく、丸山小学校の下段 2 行が大淵小学校になります。

○委員長

そのほかに意見、質問はありますでしょうか。それでは、修正等をよろしく願いいたします。それではこれで報告案件は終了いたします。次回日程について、教育総務課長から願います。

第 5 次回日程

○委員長

次回の日程について説明を求める。

○教育総務課長

では、これから日程の報告をいたします。

5 月臨時会は 5 月 12 日月曜日午後 3 時 30 分から、5 月定例会は 5 月 28 日水曜日午後 3 時から、6 月定例会は 6 月 27 日金曜日午後 3 時 30 分から、7 月定例会は 7 月 29 日火曜日午後 3 時 30 分より予定しております。

第 6 閉会宣言

○委員長

午後 5 時 35 分、閉会を宣言する。

第 7 協議会

○委員長

午後 5 時 35 分、開会を宣言する。

これより協議会に入ります。「教育委員の担当区割りについ

て」教育総務課長より説明をお願いします。

○教育総務課長

これまで担当区のグループ分けの協議をいただけてきましたが、それをまとめたものです。今年度は教育ミーティングのモデル実施ということで、市内8区を二つに分け、4人1組で四つの区を担当することになります。区のグループ分けにつきましては、新潟市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例における区の順としています。したがって、一つ目のグループは北区、東区、中央区、江南区となります。また、もう一つのグループは秋葉区、南区、西区、西蒲区となります。

次に、委員がどのグループを担当していただくかについてです。委員のグループ分けにあたりましては、男女を同数とし、また、新しく委員になられた新委員、現委員が偏らないことを考慮し、北区を含むグループにつきましては、齋藤委員、佐藤委員、織田委員、藤田委員の4人を、秋葉区を含むグループにつきましては、沢野委員、吉村委員、伊藤委員、眞谷委員の4人としています。

なお、平成27年度以降の本格実施につきましては二人一組で四つの組がそれぞれ二つの区を担当していただきますが、組み合わせ等につきましては、平成26年度のモデル実施の状況を踏まえ、今後の検討の上で、決定したいと思います。

説明は以上です。協議と決定をお願いします。

○委員長

いかがでしょうか。意見、質問はよろしいでしょうか。それでは、この案のとおりとしたいと思います。ご苦労さまでした。これで協議会を終了します。

午後5時45分、協議会閉会を宣言する。

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員

署名委員